

	訓練延長給付	広域延長給付	全国延長給付	個別延長給付	地域延長給付	
対象者	受給資格者が 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等 (その期間が2年を超えるものを除く。)を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超過してその者に基本手当を支給することができる。	厚生労働大臣は、その地域における雇用に 関する状況等から判断して、その地域内に 居住する求職者がその地域において職業 に就くことが困難であると認める地域につい て、 広域職業紹介活動 (※)を行わせた場 合において、公共職業安定所長が当該地 域に係る当該広域職業紹介活動により職 業のあっせんを受けることが適当であると 認定する受給資格者について、所定給付日 数を超過して基本手当を支給する措置(広域 延長給付)を決定することができる。 ※広域職業紹介活動 求職者が他の地域において職業に就くこと を促進するための計画を作成し、関係都道 府県労働局長及び公共職業安定所長に、 当該計画に基づく広範囲の地域にわたる職 業紹介活動	厚生労働大臣は、失業の状況が全国的に 著しく悪化し、政令で定める基準(※)に該 当するに至った場合において、受給資格者 の就職状況からみて必要があると認めると きは、その指定する期間内に限り、所定給 付日数を超過して受給資格者に基本手当を 支給する措置(全国延長給付)を決定する ことができる。 ※政令で定める基準 連続する 4月間 (以下「基準期間」という。) の失業の状況が次に掲げる状態にあり、か つ、これらの状態が継続すると認められるこ ととする。 ①基準期間内の各月における基本手当の 支給を受けた受給資格者の数を、当該受給 資格者の数に当該各月の末日における被 保険者の数を加えた数で除して得た率が、 それぞれ100分の4を超過すること。 ②基準期間内の各月における初回受給者 の数を、当該各月の末日における被保険者 の数で除して得た率が、基準期間において 低下する傾向にないこと。	身体障害者等の就職困難者以外の受給資 格者のうち、 特定理由離職者 である者又は 特定受給資格者 であって、次の①～③のい ずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長 が 指導基準 に照らして再就職を促進するた めに必要な職業指導を行うことが適当で あると認められたものについては、受給期間内の 失業している日について、所定給付日数を 超過して基本手当を支給することができる。 ① 心身の状況 が厚生労働省令で定める基 準に該当する者 ②雇用されていた適用事業が 激甚災害 とし て政令で指定された災害の被害を受けたた め離職を余儀なくされた者又は離職したも のとみなされた者であって、政令で定める 基準に照らして職業に就くことが特に困難 であると認められる地域として厚生労働大 臣が指定する地域内に居住する者 ③雇用されていた適用事業が 激甚災害 又 はそれに準ずる災害として職業安定局長が 定める災害の被害を受けたため離職を余儀 なくされた者又は離職したものとみなされた 者	身体障害者等の就職困難者である受給資 格者であって、左記②に該当し、かつ、公共 職業安定所長が 指導基準 に照らして再就 職を促進するために必要な職業指導を行 うことが適当であると認められたものにつ いては、受給期間内の失業している日につ いて、所定給付日数を超過して基本手当 を支給することができる。	身体障害者等の就職困難者以外の受給資 格者のうち、 特定理由離職者 である者又は 特定受給資格者 であって、厚生労働省令 で定める基準に照らして、 雇用機会が不足 していると認められる地域 として厚生労働 大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共 職業安定所長が指導基準に照らして再就 職を促進するために必要な職業指導を行 うことができる者を除く)につ いては、受給期間内の失業している日につ いて、所定給付日数を超過して基本手当を支 給することができる。 ※備考 地域延長給付は暫定措置のため、離職の 日が 令和9年3月31日以前 である受給資格 者が対象となる
延長日数	公共職業訓練等を受けるため 待期している期間 90日 を限度 公共職業訓練等を受けてい る期間 2年 を限度 公共職業訓練等を受け終 わってもなお就職が相当程度 に困難な者であると公共職業 安定所長が認めた場合の当 該公共職業訓練等の終了後 の期間 30日 を限度	90日 を限度	90日 を限度	原則 ①に該当する受給資格者 60日 を限度 ②に該当する受給資格者 120日 を限度 ③に該当する受給資格者 60日 を限度 例外: 35歳以上60歳未満かつ20年以上 ①に該当する受給資格者 30日 を限度 ②に該当する受給資格者 90日 を限度 ③に該当する受給資格者 30日 を限度	原則 60日 を限度 例外 35歳以上60歳未満 かつ20年以上 30日 を限度	
優先順位	①個別延長給付・地域延長給付 ②広域延長給付 ③全国延長給付 ④訓練延長給付					

参考	■ 身体障害者等の就職困難者以外(特定理由離職者・特定受給資格者)						身体障害者等の就職困難者以外(特定理由離職者・特定受給資格者)			
	算定基礎期間						個別延長給付		地域延長給付	
	離職の日における年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	①に該当する受給資格者	60日 を限度	60日 を限度	
	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	②に該当する受給資格者	120日 を限度		
	30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日	③に該当する受給資格者	60日 を限度		
	35歳以上45歳未満		150日	240日	240日	270日	①に該当する受給資格者	30日 を限度		
	45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	②に該当する受給資格者	90日 を限度		
	60歳以上65歳未満	150日	180日	210日	240日	③に該当する受給資格者	30日 を限度	30日 を限度		
	■ 身体障害者等の就職困難者						身体障害者等の就職困難者			
	算定基礎期間						個別延長給付			
	離職の日における年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	60日 を限度			
	45歳未満	150日	300日							
	45歳以上65歳未満		360日							